

「憲法」宣言を採択

9条めぐり紛糾

県人権条例は「改廃を」

「第四十八回人権擁護大会・シンポジウム」(日本弁護士連合会主催)の人権擁護大会が十一日、鳥取市尚徳町の県民文化会館梨花ホールで開かれた。大会宣言「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」の憲法九条の見解をめぐり約二時間紛糾したが、賛成多数で採択した。

冒頭、鳥取県弁護士会「ついで県人権侵害救済の松本光寿会長があいさ一条例に触れ、「行政が強

制力を持って人権問題の紛争に介入することは、行政が司法的権限を行使することにほかならない。同条例の改廃に向

けて助力を」と日弁連を挙げた反対の動きを要請した。続いてシンポジウムの各分科会での議論が報告され、各分科会の内容に基づいた宣言・決議案を上程。憲法をめぐる宣言案は賛成と議論で紛糾した後、賛成多数で可決した。また「高齢者や障害者の権利が確立された地域社会作り」「安全な住宅に住む権利」の二テーマに関する決議も採択し、閉幕した。

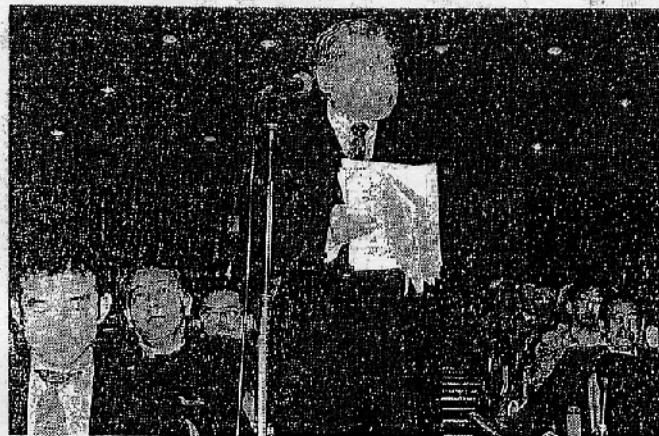
憲法論の難しさを露呈

護憲か改憲容認で対立

日弁連が初めて改憲論議を検証して出した「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」の議決をめぐり、参加者間で意見が割れて議論が紛糾した。焦点となったのは改憲論の「核」となる九条の解釈。賛成、反対双方の立場から質問や意見が続出

した。改憲の動きが具体化する中、憲法をめぐる議論の難しさを法曹界自ら露呈した。議論は、九条二項「戦力と交戦権の否認」に関する宣言文や提案理由の解釈に集中。「立憲主義の堅持」に対し、「平和主義など」憲法の基本

言文は、改憲容認という「ことか」と護憲派の一部が反発。これに対し、提案者側は「(強制加入組織の)日弁連としては、九条や自衛隊については意見を言わない」とし、「宣言文はあくまで議論の出発点」と理解を求めた。



宣言案に反対意見を述べる護憲派の弁護士＝11日、県民文化会館

日弁連大会閉幕

宣言案に反対した岡山運は「改憲容認と勘違いしたら、市民から(日弁連は)改憲容認と勘違い

果たして「尊重」は護憲なのか、改憲容認なのか。日弁連の梶谷剛会長は「宣言文は大多数の方の合意が得られる出発点という位置付け。今後改憲問題について検討を続けたい」と合意の難しさをにおわせた。

される」一方、改憲派の立場から賛成した大阪弁護士会の徳永信一弁護士は「主権国家として国民の人権擁護を行うためにも軍事力は必要。宣言を踏み台にして議論したい」。